

3 共助による雪処理の体制づくり **基** 地域が一体となって支え合う町 **安**



3-1 地域における雪処理の体制づくり

基

(1) 地域除雪組合の設置

【現状と課題】

本町では、野沢克雪活動実行委員会、西原、芝草、縄沢、下野尻、白坂、徳沢、柴崎、真ヶ沢、向原、塩、出戸の 12 組合が地域の除雪組合として組織されており、町からの小型除雪機の貸与を受け狭隘な町道の除雪作業などを実施している。野沢克雪活動実行委員会では、流雪溝の分水作業など維持管理にあっている。

しかし、年々高齢化が進行していく中で若い担い手が少なくなり除雪組合の運営も容易でなくなっている。

【課題を解決するための実施計画】

○既存除雪組合の運営内容の検討

現在の除雪組合は、町道の除雪作業を目的として組織されている。町除雪機械貸与事業を見直すことや組合には補助する等、除雪組合がどのような運営を目指しているのか、また、どのような支援を求めているのか情報収集を行い、地域の実情にあわせた組合の運営となるよう検討する必要がある。

○未組織の自治区に対する除雪組合の設置と支援

除雪組合が組織されていない自治区について、地域内の除排雪を共同で実施する除雪組合の設置を推進する。

除雪組合の取り組みをケーブルテレビで放送するなど、除雪組合の必要性や理解について周知を図りながら、設置に向けて関係機関が体制づくりの指導や助言について支援する。



[一斉除雪作業：野沢地区]

(2) 小型除雪機械の配置

【現状と課題】

本町では、除雪組合が組織されている地域に小型除雪機械（町所有及び国土交通省貸与）を配置（貸与）しており、自治区のオペレーターによって地域内の狭隘^{きょうあい}な道路や集会所・高齢者宅の玄関先等の除雪作業を行えることとしている。

従来、道路除雪のみだった除雪範囲を見直し、集会所や高齢者宅等の除雪も可能とした。全体的には、除雪機械の老朽化が進んでいるものの、令和4年度には国土交通省から13台とまとまった台数が貸与されたことから、より多くの自治区への配置が可能となった。

【課題を解決するための実施計画】

○小型除雪機の貸与や運用方針についての見直し

除雪機の更新は年次計画で進めるとともに、除雪組合として共同で使用する際には個人が所有する小型除雪機の借上げを制度化することも検討する。その際には燃料費や修繕費等の維持管理経費の支援や、運用方法など見直しを図る。

○安全対策に関する講習会の開催

地域住民の小型除雪機械を操作するオペレーターの技術や担い手の確保のため講習会を開催する。女性や移住者など新たな担い手の育成を図るため、各種団体を対象に除雪機械の操作講習会を年に1回降雪時（12月または1月）に開催する。

< 西会津町除雪機械貸与実施要綱より抜粋 >

(趣旨)

町は、大型除雪機械で除雪が困難な町道について、その交通を確保することにより、日常生活の便宜を図り、住民福祉の増進に資するため、除雪機械貸与事業を実施する。

(機械の種類及び貸与対象者)

貸与する除雪機械は、別表に掲げる除雪機械とし、その対象者は地域ぐるみで自主的に除排雪を行う克雪活動実行委員会又は除雪組合とする。

(貸与費用)

除雪機械の貸与は、無償とする。

(貸与期間)

除雪機械の貸与期間は、毎年12月1日から翌年3月31日までとする。

(事業主体) 西会津町

[令和5年4月1日現在]

（3）一斉除雪の推進

【現状と課題】

住宅が連坦している野沢地区では、屋根から下ろした雪の除雪が難しく、町と協力しながら自治区で一斉に雪下ろし作業を実施している。

一斉除雪を行わない地域では、一人作業による事故の危険性や下ろした雪の除雪に課題がある。

【課題を解決するための実施計画】

○自治区全体による一斉除排雪作業

住宅が連坦している自治区については、一斉除排雪作業を実施し、屋根の雪下ろしや除雪作業を地区全体で取り組む体制づくりを推進する。

自治区長や、克雪活動実行委員会等の関係機関を対象とした除雪事業説明会において、一斉除雪の周知を引き続き行うとともに、広報紙やケーブルテレビを通じて一斉除雪の啓発を行う。

■町民の役割（自助）

○除雪組合の重要性を理解し、除雪活動に積極的に参加する。

■地域の役割（共助）

- 自治区全体で、除雪組合の設置に取り組んでいく。
- 一斉除雪作業など、自治区全体で取り組んでいく。
- 周辺自治区とも連携しながら除雪作業を進めて行く。

■行政の役割（公助）

- 除雪組合の設置に向けた支援を行う。
- 個人からの借上げも含め、必要な小型除雪機を配置できるようにする。
- 安全対策に関する講習会や指導を行う。



[雪下ろし作業：野沢地区]

(1) 除雪弱者、要配慮者^注への支援体制の充実

【現状と課題】

高齢化や人口減少、生活スタイルの変化などにより除雪弱者の増加や、除雪の担い手不足など、地域における雪の課題が増えている中、全てを行政で対応することは困難である。

そのため、町民・自治区・行政が、除雪に関する互いの認識を共有し、それぞれの役割分担を明確にしながら、町民参加の拡充を図る必要がある。

本町では、社会福祉協議会で実施している見守り協力員による「声掛け」の際に、「道路までの道踏み」などを実施している。そのほか、要配慮世帯等に対し雪処理の支援を行う雪処理支援隊が平成27年度に組織された。

しかし、支援を必要とする世帯が年々増加しているため、自治区をはじめとした関係機関で連携しながら除雪弱者や要配慮者への支援を進めていく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○地域における話し合いの場の開催

除雪弱者や移住者への支援について共助の体制を構築して実施できるよう、自治区全体で話し合う機会や除雪マニュアル等の作成をするなど、見守り協力員や雪処理支援隊と連携しながら、支援方法を検討する。

○雪処理支援隊の拡充

令和5年度より雪処理支援隊事業を農業公社へ業務委託し、マニュアル等を活用して引き続き支援が継続できるよう農業公社と連携を図り、雪処理支援隊の増員や作業範囲の拡大など、支援の充実を図る。

○地域の支え合い活動による雪処理支援

高齢者等の日常生活において見守りや支え合い、助け合いを地域の方々で行う「地域支え合い活動」の中で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携しながら高齢者や除雪弱者に対する雪処理支援を行う。



[雪処理支援隊による除雪作業]

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」という。平成25年6月の災害対策基本法の改正から「要援護者」に代わって使われるようになった。

雪処理支援隊について（概要）

（目的）

高齢化率が 48%を超え、高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加している本町では、見守りや支援の必要な世帯も増えている。特に冬期間の除雪作業は、高齢者世帯や高齢者ひとり暮らし世帯にとっては切実な課題であり、地域においては限界集落と言われる高齢化率 50%を超えた集落も多く見られ、今までのように地域全体で見守り支援を行うことも困難になっている。

そのため、家族や集落からの支援が困難な高齢者世帯、ひとり暮らし世帯等に対して雪処理支援隊を派遣することで、冬期間の安心な生活を支援する。

（対象者）

次のすべてに該当する世帯

- ① 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯
- ② 自力での除排雪が困難
- ③ 子どもや兄弟等からの支援を受けられない世帯
- ④ 町民税非課税世帯（年金収入 148 万円を超える場合は除く）

（支援の内容）

- ・ 玄関から除雪道路までの除雪・雪踏み
- ・ 道路除雪後の雪の処理
- ・ 豪雪時の軒先の雪処理、避難路の確保

（実施主体） 西会津町

[令和 5 年 4 月 1 日現在]

見守り協力員について（要綱を抜粋）

（目的）

近隣住民の助け合いの意識に基づき、年間を通しての見守り活動を行うとともに、降雪時には玄関先の日常的な出入りのための道付け・声かけを行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境づくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

年間を通して見守り活動を行う。また、降雪時には見守り協力員が活動できる範囲において玄関先の日常的な出入りのための道付けと声かけを行う。

（見守り協力員）

民生委員及び福祉協力員が協力要請を行い、その趣旨を理解し賛同していただいたうえで活動可能な方。

（対象世帯）

独居高齢者世帯、障がい者世帯、身体的な理由により除雪が困難な世帯等で見守りを必要とする世帯

（実施主体） 西会津町社会福祉協議会

[令和 5 年 4 月 1 日現在]

【数値目標】

項目名	単位	現状値	令和 10 年	令和 15 年	設定の理由
地域における話し合いの場の開催回数	回	1	5	10	自治区全体で雪に関する話し合う機会をすることで、自立的で安全な共助体制の構築を図る。
雪処理支援隊の人数	人	9	15	25	雪処理支援隊の拡充を図るためのマンパワーを確保するため。

■町民の役割（自助）

○地域の除雪活動に協力する。

■地域の役割（共助）

○地域で支援に向けた話し合いを実施し、地域ごとに除雪マニュアルを作成する。

○見守り協力員が地域での高齢者等の見守り活動を推進する。

○除雪組合を組織し、共同での除排雪作業を実施する。

■行政の役割（公助）

○高齢者等の地域見守り活動を推進する。

○雪処理支援隊の効果的な活用に努める。

○地域での話し合いを進めるため、講師の派遣などの支援を行う。



[平成 30 年 屋敷地区：地域における話し合いの場を開催]

(1) 地域除雪活動の推進

【現状と課題】

少子高齢社会が進行し人口が減少していく中、自力で除雪作業ができない高齢者などの除雪弱者は増え、地域の除雪作業の担い手も減ってきており、自治区や地区除雪組合、あるいは町民一人ひとりが、地域の除雪弱者に対して除雪作業を支援する状況が増えつつある。

地域の除雪作業の担い手不足を解消するためには、行政の支援などにより、地域住民が互いに助け合うシステムを推進する必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○地域除雪活動の組織化

地域における共助の体制づくりのため、除雪組合設置の必要性を周知し、自治区における組織化を推進する。

○地域除雪活動への支援

自治区における必要な支援について調査し、ニーズに応じた地域除雪活動の指導・助言を行う。

先進事例：高齢世帯を対象とした除雪隊の体制づくりと仕組みづくり

地域規模	人口 約 12,000 人 世帯数 4,400 世帯 高齢化率 44%
活動のポイント	地域内の共助の機運を高めていくため、共助による除雪実行委員会を結成し、地域内の困りごとを解決する体制づくりを進める。 実行委員会の取り組みを克雪や豪雨災害などから住民を守る活動へつなげる。
運営体制	<p>共助による除雪実行委員会 除雪隊結成（高齢者、独居老人、老老世帯を対象）</p> <p>地域づくり 伴走支援 定例会参加</p> <p>地方自治体</p> <p>活動協力</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>アドバイス 情報収集協力</p> <p>県</p>

[国土交通省 安全安心な克雪体制づくり取組事例集]

(2) 民間業者による除雪・雪下ろしの対応強化

【現状と課題】

宅地廻りの除雪や屋根の雪下ろしは個人が行う（自助）の多い一方、高齢者宅は作業を民間業者や個人事業主へ委託することが多い。特に屋根の雪下ろしは危険が伴い自ら行うことは困難である。

除雪作業は、建設業者等の冬期間の仕事確保の意味もあり、除雪を依頼したい高齢者と仕事として受けたい民間業者との連携を効率よく行う必要がある。また、除雪を依頼するのが「面倒」「難しい」と感じている高齢者等は多い。

【課題を解決するための実施計画】

○除雪事業者の紹介

除雪作業を依頼したい町民の多くが依頼先を知らないことが多いため、雪に関する相談窓口を通じて、町内の除雪企業や個人事業主の紹介を行う。

建設業者だけでなく、個人事業主の確保を進め、より身近で気軽に除雪が依頼できるよう事業者の登録を進めていく。

○低所得者に対する支援制度

除雪作業を委託したい低所得者に対して、委託にかかる費用の一部助成について継続して実施していく。

除排雪費用助成事業について（概要）

（趣旨）

自力で除雪するのが困難な世帯を対象に、除雪作業を町に登録した業者等に依頼して支払った金額の一部について助成を行う。

（対象世帯）

- ① 75歳以上の高齢者のみ世帯
- ② 障がい者世帯
- ③ 母子世帯
- ④ 高齢者（75歳以上）と障がい者、母子で構成される世帯

（助成の内容）

助成額は、10,000円で、除雪費用の支払いに使用できる「給付券」を交付します。

（その他）

この事業は、豪雪対策本部設置の有無にかかわらず、西会津町除排雪費用助成事業実施要綱に基づき実施している。

（事業主体）西会津町

[令和5年4月1日現在]

(3) 除雪ボランティアの活用

【現状と課題】

近年、ボランティア活動による社会参加が広がっており、本町においても豪雪対策本部設置に伴い、社会福祉協議会とボランティア活動サポートセンターにおいて、ボランティアを募集し、除雪困難な高齢者宅等の除雪を実施している。

また、大学や企業を除雪ボランティアとして自主的に受け入れている自治区もあり、貴重な雪処理の担い手としてボランティアを活用している。

今後も降雪状況に合わせ、関係機関が連携しながら雪処理の担い手としてボランティアを活用していく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○関係団体との連携及びボランティアの活用

降雪状況に合わせた除雪ボランティアとなるため、急なニーズにも対応できるようボランティア活動サポートセンターと連携を図るとともに、除雪ボランティア活動の安全確保と活動環境の整備に努める。

○大学や企業等によるボランティアの活用

除雪作業の担い手として、大学や企業等によるボランティアの受入体制及び高齢化率の高い地区への活動を強化していく。

先進事例：地区単位で地元ボランティアによる要配慮世帯の除雪支援を強化

地域規模	人口 3,900人 世帯数 1,500世帯 高齢化率 36%
活動のポイント	社会福祉協議会が主体となり、地区単位で、ボランティアによる要配慮世帯の除雪支援の仕組みを構築。登録ボランティアが降雪の状況によって見回りを行い、必要に応じて除雪作業を行う。講演会や除雪講習会等を通して、消防団、神輿会のメンバー、高校生など、地元の担い手発掘に努め、ボランティア登録の増加を図る。
運営体制	

【国土交通省 安全安心な克雪体制づくり取組事例集】

■町民の役割（自助）

- 地域の除雪活動に積極的に参加する。
- 除雪ボランティアに積極的に参加する。
- 除雪ボランティアの受入に協力する。

■地域の役割（共助）

- 地域における除雪活動を積極的に推進する。
- 地域として、除雪ボランティアの受入に協力する。

■行政の役割（公助）

- 除雪弱者の除雪作業に係る支援を行う。
- ボランティア活動サポートセンターと連携し、除雪ボランティアの活用を推進する。